

2015年度インド予算案（税制改正）

税理士法人トーマツ パートナー 林 博之
税理士法人トーマツ シニアマネジャー Sharad Goyal
税理士法人トーマツ シニアアソシエイト Himanshu Kapoor

2014年5月に政権を握ったモディ政権は、2015年2月28日に最初の「予算案」を発表した。今回の予算案は、モディ政権が約束した「経済成長の回復」の高い期待の下で発表された。2015年度の予算案は期待にそったものだといえる。

今回の税制改正では、インドでのビジネス環境の簡素化、賄賂・汚職の防止、製造業の促進と同時に納税者の負担を減らすことが注目された。

ここでは、インドでビジネスを行う上で影響し得る税制改正（直接税・間接税）について述べたいと思う。今回発表された予算案はあくまでも案であり、法制化されるまで少し時間を要する。「予算案」は、2月28日に発表された後、国会での審議を経て成立する見込みである。通常、5月末までに承認されるが、提案どおり承認されると、別段の定めがない限り、すべての改正が4月1日から導入されることになる。

1. 税率

(1) 個人

日本と同様インドもインドの居住者（個人）に対して累進税率を適用する。個人所得税の基本税率に変更はないが、課税所得が1,000万ルピーを超える個人に対して、サーチャージが10%から12%に引き上げられる。

教育目的税は、納税額の3%のままで変更はない。課税所得が1,000万ルピーを超える個人に対する最高実効税率は34.608%となる。

2015～16年度における個人所得税の税率は以下のとおりである：

課税所得（ルピー）	税率（%）
250,000 以下	Nil
250,001 ～ 500,000	10
500,001 ～ 1,000,000	20
1,000,001 超	30

(2) 法人税率

現在、内国法人および外国法人に対する法人税率はそれぞれ30%と40%である。外国法人がインドで有している子会社または合弁会社はすべて内国法人とされる。財務相は予算演説で、内国法人に対する法人税率は、今後4年間で30%から25%に引き下げられると発表した。今回の変更は2016～17年度から適用となる。同時に各種の税額控除およびインセンティブも今後4年間で撤廃される。撤廃についてのロードマップは、今後発表される。

内国法人の課税所得1,000万ルピー超の場合には、サーチャージが現行の5%から7%に変更される。課税所得1,000万ルピー以下の場合には、サーチャージは課税されない。課税所得1億ルピー超の場合には、サーチャージは現行の10%から12%に変更となる。外国法人に対する法人税率は変更の対象とならない。

内国法人および外国法人に対する教育目的税は、現行のとおり3%で変更はない。

内国法人および外国法人に対する実効税率は以下のとおりである：

課税所得(ルピー)	内国法人(%)		外国法人(%)	
	一般規定	最低代替税 (MAT*)	一般規定	最低代替税 (MAT*)
1,000 万以下	30.90	19.055	41.20	19.055
1,000 万～1 億以下	33.063	20.39	42.024	19.436
1 億超	34.608	21.342	43.26	20.01

*最低代替税(略称、MAT)は、会計上の利益が課税所得を上回る場合、最低代替税(MAT)を支払う必要がある。MATの基本税率は18.5%であるが、さらにサーチャージと教育目的税が追加されることになる。

2. インドでのビジネス環境改善について

(1) 富裕税の撤回

現在、個人および法人の純資産が 300 万ルピーを超える場合、特定資産に対して 1%の富裕税が課される。特定資産とは、自動車、ヨット、ボート、飛行機等をいう。ここ数年、富裕税からの歳入が増加せず、事務手続やコンプライアンス等で納税者にかかる負担が多いことを理由に富裕税を撤回することになった。

(2) 一般的租税回避防止規定(GAAR)の適用延期

GAAR とは、2013 年に導入され、租税回避を意図した経済的合理性を欠く取引等について、税務当局が当該取引等を否認することができるとする規定である。GAAR 規定は、FY2015-16 から適用することになっていたが、今回の改正によりさらに 2 年間延期することとなり、2017～18 年度から適用される。また、GAAR は 2017 年 4 月 1 日以降に行われた投資について適用される。2017 年 3 月 31 日までの投資については、関連規定の修正に基づき、GAAR は適用されない。

(3) 間接譲渡の明確化

2012 年にインド最高裁判所が Vodafone 訴訟について判決を下し、インド国外での外国企業株式の売却から生じるインド企業の間接譲渡に係るキャピタルゲインについて、たとえ取引にインド企業の間接譲渡が関係している場合でも、インドの税務当局は

課税権限を持たない、という判断を示した。インド政府は、2012 年に最高裁判所の判決を覆すため、間接譲渡を遡及的(1961 年から)に課税するよう税制改正を発表した。

税制改正において、インド国外に所在する企業の株式または持分の価値が、「実質的」にインドに所在する資産(有形資産または無形資産)から形成されている場合には、間接譲渡に係るキャピタルゲイン課税が適用される。しかし、間接譲渡の規定を満たすための要件である実質的(Substantially)の詳細定義は明確化されていなかった。

今回の予算では、Substantially(実質的)の定義が明確化され、「実質的」とは指定日における次の場合をいう。

1. インド所在資産の価値が 1 億ルピー以上、かつ
2. 株式譲渡対象会社の全資産価値合計額の少なくとも 50%が、インドに所在する資産から形成されている

間接譲渡に係るキャピタルゲインは比例的に計算される。政府はキャピタルゲイン計算におけるルールを後日通知する。

ただし、以下の取引は、間接譲渡の適用を除外される。

- インド非居住者でインド企業の資産を有する投資企業の管理支配権限を有していない少数株主(実質的に持株比率 5%以下)
- 一定の条件を満たす国外の合併または会社分割に伴う間接譲渡

インド企業は、その支配構成または株主構成の変更を及ぼすインド国外での取引に関する情報を報告する義務が生じる。報告義務を怠った場合、厳格なペナルティーが課せられる。

(4) 特定国内取引

2012～13 年度に移転価格税制の特定国内取引が導入され、その時に取引金額基準が 5,000 万ルピーと設けられた。

取引金額基準が小さいため、小規模企業等は様々なコンプライアンスを準拠することが求められていた。しかし、今回の予算案では、取引金額基準を 5,000 万ルピーから 2 億ルピーに引き上げられることが提案された。

(5) インドでファンド管理活動を行っているインド国外ファンドマネジャーは恒久的施設(PE)なし

国外ファンドを管理するファンドマネジャーがインドに所在する場合、当該ファンドの課税有無について今まで様々な協議がなされた。一定の要件を満たせば、インド国外のファンドマネジャーの活動はインドで非課税となる。その要件は以下のとおりである：

- i). ファンドマネジャーの活動が、国外ファンドと経済的な結びつきを有していないこと、すなわち、当該活動が租税条約にある PE の概念に当てはまらないこと
- ii). ファンドがファンド管理活動がインドで行われているだけを理由に、インドの居住者とみなされないこと

(6) AIF および REITs へのパススルー可能ステータス

インド証券取引委員会の規則により管理されたカテゴリー1 およびカテゴリー2 のファンド(ALFs)に対してパススルー可能ステータスを与えることが発表された。パススルーステータスはそのファンドの事業所得には適用されない。

REITs が保有する資産より得る賃貸収入に対してもパススルー可能ステータスが与えられる。

(7) FII(外国機関投資家)に対する MAT 制度

最低代替税(MAT)は、外国機関投資家に発生している証券の利益からは除外される。

(8) 外資系銀行がインド支店より受け取る利息

外資系銀行がインド支店より受け取る利息について今まで特別な規定は設けられておらず、この問題を巡ってインド裁判においていくつかの訴訟案件が係争中である。今回の改正では、外国銀行の本店が受領する受取利息はインドで課税を受けることになる。また、インド支店が利息を支払う時に源泉税を徴収する必要がある。

(9) 法人の居住者判定(PoEM)

現行法では、外国法人が以下の要件を満たす場合には、インド居住者となる。

- インド設立法人
- 当該年度を通じて、管理支配がインド国内で行われている

今回の改正では、上記の要件が以下のように変更されている。

- インド設立法人
- 当該年度のいずれかの時点において、PoEM がインドにある

PoEMとは、「Place of Effective Management」の略称で、企業全体のビジネスを運営するにあたり必要となる、重要な経営管理およびビジネス判断が行われる場所をいう。PoEM の導入は、法人の居住性判定におけるインド国内法の取り扱いを、国際税法に合わせようとする試みである。外国法人が当該年度の一時点でもインドで PoEM がある場合には、その外国法人はインド居住者として、全世界所得課税の対象となる可能性がある。外国法人がインド居住者とみなされた場合には、インド所得税法(Income Tax Act)のすべての規定(MATを含む)が適用されることになる。

(10) Goods and Services Tax (GST)

国会で修正案は既に提出されており、2016年4月1日までGSTを導入するというコミットメントがある。GSTの導入はインドにおける各種の間接税を統一することにより、インドでビジネス環境改善に繋がる。

(11) 間接税の簡素化

インドでのビジネス環境改善を目標に、物品税およびサービス税のオンライン登録は2営業日以内に完了可能にすることが提案された。登録済のサービス業者は、電子署名による請求書の発行および電子形式による帳簿の保存・管理が認められた。

(12) 間接税の実効税率の変更

輸入品に関しては関税の実効税率が29.44%に引き上げられることになった。これは2015年3月1日から適用となる。

製造品にかかる物品税のピークレートが12%から12.5%に引き上げられることになった。これは2015年3月1日から適用となる。

サービス提供に係るサービス税は12.36%から14%に引き上げられることになった(適用日は後日通知される)。さらに課税対象サービスに2%のクレーンインディア税が課せられる(適用日は後日通知される)。

(13) ブラックマネー(汚職・賄賂の減少に向けた動き)

ブラックマネー(汚職・賄賂)を減少するために、所得隠しおよび賄賂等を防止する厳しい制度が設けられることが提案された。所得隠しおよび国外資産に係る税額の脱税等は10年間までの拘禁になる。

3. 製造活動に対するインセンティブ

(1) 追加投資控除

現在、投資額が2億5千万ルピー超である場合、各年度において取得・据付した新規資産の実際の支出額の15%を投資控除として控除可能になっている。(2017年3月31までに取得・据付した資産についてのみ適用)。

新規設立された Andhra Pradesh 州と Telengana 州の特定の地域で、2015年4月1日~2020年3月31日までの期間に新しく製造を開始する場合には、追加の減価償却として機械設備の取得費の15%が認められる。また、設備投資額の要件がない。

(2) 追加の減価償却

現法では、新規で取得・据付した資産について、実際の支出額の20%を据付した初年度に20%追加投資控除として控除可能となっている。

新規設立された Andhra Pradesh 州と Telengana 州の特定の地域で、2015年4月1日~2020年3月31日までの期間に新しい工場および機械の製造に着手した場合には、追加の減価償却の認識可能額がこれらの取得価額の35%まで引き上げられた。

(3) 残り50%の特別償却

現行法上は、新規設備が導入された年度において180日間以上利用された場合は20%の特別償却が認められるが、180日未満利用された場合は10%(20%の50%)の特別償却しか認められないようになっており、残りの10%を次年度において控除できなかった。予算案により、上記の残りの10%(20%の50%)の特別償却を次年度にて利用することを認められることが提案された。

(4) 新規労働者雇用に係る控除

現法では、労働者の新規雇用における賃金・給料(賃金・給与の支出に加えて)の30%相当を3年間追加控除することが認められていた。この規定は、100人以上の労働者を雇用するインド会社に適用されていた。

予算案により、上記の100人以上の要件を50人以上に改正し、インド会社のみならず、法人でないすべての納税者にも適用されることになった。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じて、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。